

愛媛県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
1	亜鉛の水溶性化合物	1.6E-1				1.3E+3		8.9E+1	1,433.5
2	アクリルアミド							6.4E-2	0.1
3	アクリル酸エチル							2.1E+2	205.1
4	アクリル酸及びその水溶性塩	1.2E+1						1.8E+0	13.6
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル							2.1E+2	205.1
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル								
7	アクリル酸n-ブチル	4.3E+0							4.3
8	アクリル酸メチル							2.1E+2	205.1
9	アクリロニトリル							2.0E+2	200.7
10	アクロレイン		4.5E+3					7.6E+2	5,297.4
11	アジ化ナトリウム	4.3E-1							0.4
12	アセトアルデヒド		2.5E+4					4.2E+3	29,359.8
13	アセトニトリル	1.1E+2						2.2E+3	2,280.3
16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル							1.9E-1	0.2
17	o-アニシジン								
18	アニリン							2.0E+0	2.0
20	2-アミノエタノール	1.3E+1			3.2E+4			9.3E+3	41,607.5
21	クロリダゾン								
22	フィプロニル					3.3E+2	2.7E+1		355.0
23	p-アミノフェノール							6.3E-2	0.1
24	m-アミノフェノール							2.9E-2	0.0
25	メトリブジン					5.3E+1			53.2
27	メタミロン								
28	アリルアルコール								
29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン							4.0E+0	4.0
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及び その塩(アルキル基の炭素数が10から 14までのもの及びその混合物に限る)	5.8E+2			2.0E+5			1.8E+4	221,918.2
31	アンチモン及びその化合物	3.9E-1						3.0E+1	30.3
33	石綿								
34	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシ クロヘキシル=イソシアネート								
36	イソブレン							5.6E+3	5,633.4
37	ビスフェノールA	5.5E+0						1.3E+0	6.8
40	ピフェナゼート					1.2E+2			120.0
41	フルトラニル					3.9E+3			3,852.0
46	キザロホップエチル					7.0E+0			7.0
47	ブタミホス					1.2E+1			12.0
48	E P N					4.5E+2			450.0
49	ペンディメタリン					7.8E+2			783.5
50	モリネート					2.4E+1			24.0
51	2-エチルヘキサノ酸							1.3E-3	0.0
52	アラニカルブ								
53	エチルベンゼン	5.3E+4	6.3E+4	1.5E+5				2.1E+4	287,427.7
54	ホスチアゼート					1.4E+2			138.0
56	エチレンオキシド	2.2E+2						1.1E+2	330.6
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	5.5E+2		1.9E+2				3.8E+1	786.7
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	1.3E+1						1.1E+1	23.7
59	エチレンジアミン							7.3E+1	73.1
60	エチレンジアミン四酢酸	3.2E+1			2.2E+2			2.2E+2	477.0
61	マンネブ					9.6E+4			96,375.0
62	マンコゼブ					2.4E+5			244,319.0
63	ジクアドジプロミド					1.9E+3			1,918.0
64	エトフェンブロックス					4.7E+2	8.3E+1		551.3
69	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテ								
70	エマメクチン安息香酸塩					1.5E+1			15.0
71	塩化第二鉄	3.7E-2							0.0

愛媛県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
73	1-オクタノール							9.6E-2	0.1
75	カドミウム及びその化合物							2.9E+0	2.9
76	ϵ -カプロラクタム							1.5E-2	0.0
79	2,6-キシレノール								
80	キシレン	6.7E+4	2.2E+5	2.4E+5				1.2E+5	645,499.6
81	キノリン								
82	銀及びその水溶性化合物	1.2E+0						7.8E+0	9.0
83	クメン	9.0E+1						4.0E+0	93.8
84	グリオキサール							2.7E-1	0.3
85	グルタルアルデヒド	1.1E+1						1.1E+3	1,090.0
86	クレゾール							7.3E+1	72.8
87	クロム及び3価クロム化合物	7.0E-1						3.4E+1	35.0
88	6価クロム化合物	4.8E+0		1.2E+2					128.0
89	クロロアニリン								
90	アトラジン					1.4E+2			140.6
91	シアナジン					8.6E+2			855.0
92	トルフェンピラド								
93	メトラクロール					1.4E+2			136.5
94	塩化ビニル								
95	フルアジナム					1.7E+3			1,740.5
96	ジフェノコナゾール					5.3E+1			52.6
98	クロロ酢酸							2.1E-3	0.0
99	クロロ酢酸エチル								
100	ブレチクロール					4.5E+2			445.6
101	アラクロール					1.7E+2			172.0
103	HCFC-142b							1.2E+4	12,491.4
104	HCFC-22							1.7E+5	165,908.1
108	メコプロップ					5.6E+2			559.5
113	シマジン					1.0E+2			102.0
114	インダノファン					1.1E+2			114.8
115	フェントラザミド					9.4E+2			944.0
116	ヘキシチアゾクス					1.0E+1			10.0
117	テブコナゾール					2.4E+2	4.4E+1		282.3
118	マイクロブタニル					1.2E+1			11.9
119	フェンブコナゾール								
121	p-クロロフェノール								
123	塩化アリル								
124	クミルロン					1.1E+2			109.6
125	クロロベンゼン	3.9E+1						2.0E+2	235.3
126	CFC-115							6.5E+2	650.6
127	クロロホルム	2.1E+2						1.1E+3	1,274.2
132	コバルト及びその化合物	8.7E+0						2.8E+2	285.6
133	エチレングリコールモノエチルエーテル アセテート	3.0E+2						4.4E-2	298.1
134	酢酸ビニル							2.8E+2	279.4
136	サリチルアルデヒド							1.3E-2	0.0
137	シアナミド					3.9E+1			38.6
138	ジクロシメット								
139	トラロメリン					7.0E+0	7.8E+0		14.8
140	フェンプロパトリン					3.6E+2	1.2E+1		370.6
141	シモキサニル					8.4E+1			84.0
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩 を除く)	1.6E+1						2.6E+2	273.9
145	2-(ジエチルアミノ)エタノール							6.6E-2	0.1
146	ピリミホスメチル					9.4E+1			94.0
147	チオベンカルブ					1.7E+3			1,724.0
148	カフェンストロール					1.6E+2			159.3
150	1,4-ジオキサン	2.1E+1						7.4E+2	765.5

愛媛県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
151	1,3-ジオキソラン								
152	カルタップ					1.8E+3			1,796.0
153	テトラメリン						3.0E+2		298.0
154	シクロヘキシルアミン							1.2E+1	12.4
157	1,2-ジクロロエタン	2.1E+1						1.2E+0	22.6
161	CFC-12							1.2E+4	11,900.4
162	プロピザミド					1.5E+2			150.0
164	HCFC-123							1.9E+3	1,931.5
168	イプロジオン					1.7E+1			17.0
169	ジウロン					5.9E+2		1.3E+1	605.7
170	テトラコナゾール					1.2E+1			12.3
171	プロピコナゾール					7.7E+1			77.3
172	オキサジクロメホン					4.0E+2			400.2
174	リニュロン					3.5E+2			349.4
175	2,4-D					7.1E+2			710.2
176	HCFC-141b							2.5E+4	25,398.0
178	1,2-ジクロロプロパン							1.6E+0	1.6
179	D-D					3.1E+3			3,140.3
181	ジクロロベンゼン						6.8E+2	1.5E+5	154,612.4
182	ピラゾキシフェン					7.5E+1			75.0
183	ピラゾレート					1.4E+3			1,412.0
184	ジクロベニル					1.0E+3			1,008.7
185	HCFC-225							4.2E+3	4,188.1
186	塩化メチレン	1.3E+4						1.8E+0	12,938.1
187	ジチアノン					2.2E+3			2,197.0
188	N,N-ジシクロヘキシルアミン							1.2E+2	115.0
190	ジシクロペンタジエン								
191	イソプロチオラン					1.6E+2			156.0
193	エチルチオメトン					1.3E+3			1,330.0
194	ホサロン								
195	プロチオホス					9.4E+2			936.0
196	メチダチオン					1.2E+4			12,444.0
197	マラソン					3.2E+2			320.0
198	ジメトエート					1.9E+3			1,940.0
200	ジニトロトルエン								
202	ジビニルベンゼン							8.0E-7	0.0
203	ジフェニルアミン							1.1E-2	0.0
204	ジフェニルエーテル								
205	1,3-ジフェニルグアニジン							3.3E+0	3.3
206	カルボスルファン					1.1E+1			11.0
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	3.3E+0					9.0E+0	1.7E+1	28.8
209	ジプロモクロロメタン							6.4E+2	641.1
210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド							4.3E+3	4,329.2
211	ハロン-2402								
212	アセフェート					2.2E+3			2,227.7
213	N,N-ジメチルアセトアミド	9.1E+1						5.2E+1	142.6
216	N,N-ジメチルアニリン							8.9E-1	0.9
217	チオシクラム								
218	ジメチルアミン	3.7E+1						2.1E+0	39.5
221	ベンフラカルブ								
222	フェノチオカルブ					2.1E+2			210.0
224	N,N-ジメチルドデシルアミン = N-オキシ	2.4E+1			1.8E+4			6.8E+1	18,146.0
225	トリクロロホン					1.5E+3	1.0E+1		1,552.0
227	バラコート					1.4E+3			1,370.0
229	チオファネートメチル					8.7E+3			8,731.0
231	o-トリジン								
232	N,N-ジメチルホルムアミド	3.7E+2							368.0
233	フェントエート					9.6E+2			962.0

愛媛県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
234	臭素								
236	アイオキシニル					2.7E+2			270.0
237	水銀及びその化合物	1.8E+0						3.1E+1	32.9
239	有機スズ化合物	2.7E-1							0.3
240	スチレン	1.5E+3	2.5E+4	1.5E+1				1.4E+3	28,386.8
242	セレン及びその化合物							1.2E+2	117.0
243	ダイオキシン類							1.0E+3	1,047.7
244	ダゾメット					1.9E+4			19,012.0
245	チオ尿素							8.4E+1	84.1
248	ダイアジノン					1.5E+3	7.7E+0		1,551.7
249	クロルピリホス					2.8E+2			280.0
250	イソキサチオン					5.7E+2			566.0
251	フェントロチオン					4.4E+3	5.8E+2		4,970.4
252	フェンチオン					1.4E+2	1.2E+2		259.1
253	プロフェノホス								
254	イプロベンホス					1.3E+3			1,309.0
255	デカブロモジフェニルエーテル								
256	デカン酸							1.3E-3	0.0
257	デカノール							2.9E+1	28.9
258	ヘキサメチレンテトラミン							1.1E+4	10,551.1
259	ジスルフィラム	4.8E+1							48.4
260	クロロタロニル					2.4E+3			2,434.6
261	フサライド					5.4E+3			5,431.5
262	テトラクロロエチレン	2.7E+3						1.2E-1	2,679.6
266	テフルトリン					3.4E+1			34.0
267	チオジカルブ					9.3E+2			925.0
268	チウラム	7.8E+1				6.8E+2			757.6
270	テレフタル酸								
272	銅水溶性塩(錯塩を除く)	9.5E-2						1.9E+2	194.9
273	n-ドデシルアルコール							1.1E+1	11.1
275	ドデシル硫酸ナトリウム	2.2E+2			3.1E+4			2.7E+3	34,012.9
276	テトラエチレンペンタミン								
277	トリエチルアミン	7.4E+0						3.5E+1	42.6
278	トリエチレンテトラミン	1.4E+0							1.4
281	トリクロロエチレン	3.3E+3						1.4E-1	3,297.2
282	トリクロロ酢酸	2.0E+0						2.3E+1	24.8
283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン								
285	クロロピクリン					1.5E+4			15,339.3
286	トリクロピル					4.1E+2			412.0
288	CFC-11							1.5E+4	14,508.0
291	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)- 1,3,5-トリアジン-2,4,6-(1H,3H,5H)-トリ							3.7E+1	37.0
292	トリブチルアミン								
293	トリフルラリン					1.2E+3			1,207.6
294	2,4,6-トリブromoフェノール								
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	1.2E+4	1.7E+3					2.0E+2	14,365.8
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	6.9E+3	2.2E+4	3.5E+3				2.5E+3	34,448.3
298	トリレンジイソシアネート							8.9E-6	0.0
299	トルイジン							2.7E-5	0.0
300	トルエン	1.0E+5	3.4E+5	1.0E+5				2.9E+4	579,389.0
301	トルエンジアミン								
302	ナフタレン	7.8E+0						3.8E+3	3,786.1
305	鉛化合物	1.4E+1		5.9E+2				4.6E+1	648.6
308	ニッケル							5.6E+1	56.1
309	ニッケル化合物	2.9E+0						5.0E+2	502.6
312	o- ニトロアニリン								
318	二硫化炭素							2.4E-2	0.0
319	n-ノニルアルコール								

愛媛県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
321	バナジウム化合物							9.6E+1	95.8
322	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド								
323	シメトリン					4.5E+0			4.5
325	オキシシン銅					6.9E+2			693.0
326	クロフェンチジン								
328	ジラム					2.3E+2			225.0
329	ポリカーバメート					2.4E+3		4.9E+2	2,902.8
330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル) = ペルオキシド							6.0E-2	0.1
331	カズサホス					6.3E+1			63.0
332	砒素及びその無機化合物							1.4E+1	14.4
333	ヒドラジン	2.2E+1						1.6E+3	1,664.8
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル							2.1E+0	2.1
336	ヒドロキノ	9.0E-1						5.4E+2	536.0
340	ビフェニル							9.2E+1	92.3
341	ビペラジン							6.4E+1	63.8
342	ピリジン							5.3E+1	53.2
343	カテコール							4.7E+0	4.7
346	2-フェニルフェノール							1.7E+2	174.6
348	フェニレンジアミン							4.9E-2	0.0
349	フェノール	5.7E+0							5.7
350	ペルメトリン					1.2E+2	2.2E+2		337.9
351	1,3-ブタジエン		2.3E+4					1.4E+3	24,292.2
354	フタル酸ジ-n-ブチル	1.1E+2		4.9E+2				7.0E+1	673.3
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	6.1E+1		1.6E+1				7.7E+0	84.8
357	ブプロフェン					5.7E+3			5,676.0
358	テブフェノジド					1.6E+3			1,558.8
359	n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテ								
360	ベノミル					5.9E+3			5,895.0
361	シハロホップブチル					1.1E+2			112.2
362	ジアフェンチウロン								
363	オキサジアゾン					8.0E+0			8.0
364	フェンピロキシメート					3.5E+2			354.0
366	tert-ブチル = ヒドロペルオキシド								
368	4-tert-ブチルフェノール								
369	プロパルギット					3.3E+2			330.0
370	ピリダベン					7.3E+2			730.0
371	テブフェンピラド					1.0E+1			10.0
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	3.0E+2						1.8E+4	18,691.9
376	ブタクロール					1.0E+3			1,034.0
377	フラン								
378	プロピネブ					3.5E+2			350.0
379	2-プロピン-1-オール								
381	ブロモジクロロメタン							4.5E+2	452.5
382	ハロン-1301							6.0E+1	60.0
383	ブロマシル					1.3E+2			134.6
384	1-ブロモプロパン							1.4E+1	13.8
385	2-ブロモプロパン								
386	臭化メチル					1.0E+4			10,169.3
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム = クロリド	2.9E+1			1.3E+3			8.7E+1	1,420.2
390	ヘキサメチレンジアミン							6.2E-3	0.0
391	ヘキサメチレン = ジイソシアネート								
392	n-ヘキサン	4.0E+4	4.7E+3					1.8E+3	46,112.1
393	ベタナフトール								
394	ベリリウム及びその化合物							2.1E+1	21.1

愛媛県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	6.2E+0							6.2
398	塩化ベンジル							6.7E-2	0.1
399	ベンズアルデヒド		7.4E+3					4.1E+2	7,818.5
400	ベンゼン	1.5E+3	9.7E+4					1.8E+4	116,885.2
402	メフェナセツト					1.7E+3			1,670.8
403	ベンゾフェノン							3.3E-2	0.0
405	ほう素化合物	8.5E+1					1.6E+1	3.8E+4	37,938.2
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る)	3.2E+3			4.9E+5			2.2E+4	515,619.5
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	3.0E+1			5.2E+3			1.8E+3	7,066.0
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	2.5E+2			4.9E+4			7.9E+3	57,251.7
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	4.8E+2			4.4E+3			6.6E+3	11,455.0
411	ホルムアルデヒド	1.9E+3	7.2E+4					5.6E+3	79,372.3
412	マンガン及びその化合物	6.1E-2						4.0E+1	39.6
413	無水フタル酸							7.6E-4	0.0
414	無水マレイン酸							9.5E-2	0.1
415	メタクリル酸	1.8E+0						1.9E+1	21.0
416	メタクリル酸2-エチルヘキシル								
417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル							9.0E-8	0.0
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル								
419	メタクリル酸n-ブチル							5.0E-1	0.5
420	メタクリル酸メチル							9.4E+1	94.0
422	フェリムゾン					9.2E+2			923.0
423	メチルアミン							6.1E-3	0.0
424	メチル=イソチオシアネート					1.3E+3			1,260.0
427	カルバリル					3.8E+2	1.6E+2		539.7
428	フェノブカルブ					8.4E+1	2.8E+2		364.3
429	ハロスルフロンメチル					1.6E+1			16.2
430	インドキサカルブ					2.0E+1			20.0
431	アゾキシストロビン					4.7E+2			466.1
432	アミトラズ					3.2E+3			3,240.0
433	カーバム					6.0E+2			600.0
434	オキサミル					2.5E+1			24.8
435	ピリミノバックメチル					5.8E+1			58.1
436	α -メチルスチレン								
438	メチルナフタレン	2.3E+3					2.5E+1	4.4E+2	2,750.4
439	3-メチルピリジン								
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド							1.3E+0	1.3
442	メプロニル					1.4E+2			135.0
443	メソミル					1.0E+3			998.5
444	トリフロキシストロビン					8.8E+0			8.8
445	クレソキシムメチル					5.8E+3			5,832.6
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	6.3E+2							631.3
449	フェンメディファム								
450	ピリブチカルブ					1.1E+1			11.4
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	5.7E+0						2.1E-2	5.7
453	モリブデン及びその化合物	2.9E+1						5.2E+2	547.5
455	モルホリン	1.3E+1						6.9E+1	82.1
456	りん化アルミニウム					5.5E+1			55.0
457	ジクロルボス						1.3E+3		1,328.4
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)							2.5E-1	0.3
460	りん酸トリトリル							3.6E-4	0.0

愛媛県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成24年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	合計
461	りん酸トリフェニル							1.1E+1	10.8
462	りん酸トリ-n-ブチル							1.2E-2	0.0
合 計		3.2E+5	9.1E+5	5.0E+5	8.4E+5	5.0E+5	3.9E+3	7.6E+5	3,826,644.3

注1)243ダイオキシン類の単位はmg-TEQ/年

注2)船舶からの排出は含まれていません。